

社会保障に関する要望書

要 望 事 項	回 答	
<p>1. 国民健康保険について</p> <p>①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日参加全員にお渡しください。）</p> <p>②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子ども保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。</p> <p>③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。</p>	<p>① 本市においては、例年、国保会計の健全化・安定化のため、保険料負担の軽減を図ることを目的に、当初予算編成の段階から許せる限りの多額の法定外繰入を行ったうえで、被保険者の方にも相応の負担をお願いしているところです。</p> <p>保険料の減免は、国民健康保険法や市条例に規定されているとおり、納付相談を通じて、失業や疾病といった前年と比較して収入が著しく減少している申請世帯の個別状況に応じて適用されるべきものであり、負担の公平性確保の観点からも、特定の世帯に対して一律に適用されるべきものではないとの考えからその拡充は考えていません。</p> <p>また、一部負担金減免についても、平成22年9月に示された国の基準に基づき本市要綱を改正し、平成23年4月1日から実施しているところであり、その拡充は考えていません。</p> <p>なお、それぞれについて市ホームページ及び国保のてびきに掲載しています。</p> <p>② 資格証明書の交付は法令により義務付けられているものであり、短期証の未交付（留め置き）は行っていません。また、納付相談を通じて、病気など特別の事情がある場合には、個々の事情に応じて適切・柔軟に対応しています。</p> <p>高校生世代以下の未成年者については、国保法に基づき必ず短期証を交付しています。</p> <p>③ 滞納処分については、被保険者間の負担の公平性確保の観点から法令に従って行っていますが、事前に文書や電話による催告を実施し、納付相談や弁明の機会の呼び掛けに応じず納付がなされない場合に限り実施しています。呼び掛けに応じた世帯に対しては、納付相談を通じて個別の事情を十分に聴き取り調査したうえで、慎重に実施しています。</p>	<p>1. 国保年金課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。</p> <p>⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のための国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。</p> <p>⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること</p>	<p>④ 納付相談等を通じて、生活状況等を聴き取ったうえで、困窮等による必要性があれば生活保護担当課を案内しています。</p> <p>⑤ 国保の広域化については、国と地方団体とで協議していくこととなっており、その動向を今後も注視し、適切に対応していきます。ただ、国保については被保険者の低所得化・高齢の被保険者の増加など構造的な問題を含んでいることもあるため、引き続き市長会等を通じて、国庫・府費の負担の増額を求めていきます。</p> <p>⑥ 国保運営協議会は公開としており、傍聴者への資料配布も行っています。議事録のホームページ掲載については、平成24年度開催の運営協議会分から掲載してまいりたいと考えています。</p>	
<p>2. 健診について</p> <p>①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。</p> <p>②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p> <p>③人間ドック助成も行うこと。</p>	<p>①特定健診では市が独自の検査項目を追加し、内容の充実を図っている。健診にかかる自己負担については、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。</p> <p>②乳がん・子宮がんを除くがん検診等については、特定健診受診時に同時受診できるよう対応しています。検診にかかる自己負担は、受益者負担の立場から、無料にする考えはありません。</p> <p>ただし、がん検診等については、70歳以上、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、無料で受診できるよう対応しています。</p> <p>③人間ドックの助成については、今後の研究課題と考えています。</p>	2. 保健医療課

要 望 事 項	回 答	
<p>3. 介護保険・高齢者施策について</p> <p>①国や府の圧力に屈せず、一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。 特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得所の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。</p> <p>②入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p> <p>③軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。</p> <p>④低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。</p> <p>⑤不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。</p> <p>⑥事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。</p> <p>⑦「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。</p>	<p>①一般会計からの繰入による介護保険料の引き下げは、行いません。 また、保険料の減免制度については、現行の制度を維持してまいります。</p> <p>②第5期介護保険事業計画に基づき、整備してまいります。</p> <p>③介護予防生活支援総合事業創設に伴う新たな枠組みは設けず、引き続き、地域支援事業や高齢者福祉サービスとして実施してまいります。</p> <p>④利用料の軽減措置については、現行制度を維持、継続してまいります。</p> <p>⑤不当なサービス低下を招かないように運営してまいります。</p> <p>⑥適正にサービス提供が行われるよう、各事業者には、国のQ&Aや府の通知等の情報提供に努めてまいります。</p> <p>⑦「地域包括ケア」実現に向け、一層、地域のネットワークづくりに努めてまいります。</p>	<p>3. 高齢介護課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>4. 生活保護について</p> <p>①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。</p> <p>②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。</p> <p>③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。</p> <p>④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>①現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上と共に効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にありますが、適正配置となるように今後とも努力していきます。また、窓口での接遇については、今後も研修を通じて適切に対応してまいります。</p> <p>②「生活保護のしおり」には、冒頭で生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを、記載しています。また、原理・原則、保護のしくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などを詳述して作成しており、当面は改訂することは考えていません。また、市民の目に触れやすいように、常時カウンターの上に置くように配慮しています。</p> <p>国の示す標準事務処理方式に基づき、保護の申請権又は受給権が保障されるよう努めています。相談者に対しては主訴及び生活困窮状況等を聴取し、法の趣旨等を十分に説明するよう相談業務を行っており、生活保護の申請意思を有する方には「申請書」を交付していますので、「申請書」を添付することは考えておりません。</p> <p>③申請時に違法な「助言指導書」は出しておりません。また、生活保護法に基づき、保護受給世帯の自立を助長できるよう、就労支援等を行っており、「自立支援プログラム」については、本人の意思を確認の上で参加していただいています。なお、生活保護受給者だけを対象とした仕事の場を確保することについては考えておりません。</p> <p>④通院移送費については、生活保護受給者の個別事情に配慮しながら、必要な治療を受けるための通院を阻害することのないように、通院移送費を認定しています。また、求職活動を熱心かつ誠実に努力される場合の就職活動の交通費は移送費を認定しており、「生活保護のしおり」にも記載し、受給者に周知を図っております。</p>	<p>4.</p> <p>①人事課</p> <p>②福祉政策課</p> <p>③福祉政策課</p> <p>④福祉政策課</p>

<p>⑤「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。</p> <p>⑥自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。</p>	<p>⑤医療機関の受診については、原則として医療券で対応していますが、休日、夜間等の緊急時に受診できるように、「生活保護受給者証」を交付しております。</p> <p>⑥車の保有の可否については、生活保護制度に基づき、適正に判断しております</p>	<p>⑤福祉政策課</p> <p>⑥福祉政策課.</p>
<p>5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p> <p>①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。</p> <p>②全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。</p> <p>③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。</p>	<p>①所得制限は、一定以上の所得の方には応分の負担をしていただきという考えに基づき、設けております。一部自己負担金については、受益と負担の適正化を図り、無理のない範囲で一定の負担をしていただき、今後とも持続可能な制度とするため、大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として、各市町村との整合性を図る上からも、一部負担金の導入は必要と考えております。</p> <p>なお、対象者に関しては平成23年11月1日から、通院及び入院にかかる医療費の助成対象者を小学校3年生まで引き上げたところではありますが、更なる年齢の引き上げなど、制度の充実については今後研究してまいります。</p> <p>②妊婦健康診査の公費助成については、平成24年10月から、現行の14回56,000円から14回70,000円に増額し、北摂7市では、最高水準の助成とします。</p> <p>③就学援助の適用条件を課税所得でみる場合には、認定基準額の設定が複雑になることから、現状では困難です。学校申請とすることで、学級担任が児童生徒に対して、よりきめ細やかな教育的配慮ができるものと考えています。確定した前年度所得が参照可能となる時期が5月以降となり、また、認定事務に要する時間を考えると、現在の支給時期を早めることは難しい状況であり、さらなる事務の効率化に努めます。</p>	<p>①こども政策課</p> <p>②保健医療課</p> <p>③学務課</p>

要 望 事 項	回 答	
<p>④子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。</p> <p>⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>④子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについては、現時点では、任意接種としての取り扱いとなるため、自己負担を無料化する考えはありません。</p> <p>⑤本市では、これまでも多様な子育て支援策を展開しており、そのことが総人口、あるいは子ども人口の微増の一因となっていることから、今のところ、家賃補助を制度化する考えはありません。</p>	<p>④保健医療課</p> <p>⑤こども政策課</p>

